

北方領土は
日本固有の領土

色丹島・歯舞群島
をロシアが命名

即刻 取り消せ!

道



正義団 加藤団長の遺影と共に納沙布岬で

日本憲政社機関紙

発行所

憲政新聞社

〒330-0071

さいたま市浦和区上木崎
1丁目7番3号301

電話 048(822)5738 (代)

毎月1回 1日発行

発行人 牧島憲意知
編集人 同上

郵便振替口座

00140-3-127099

銀行口座

みずほ銀行 大宮支店
普通預金 1852280

要望書

根室市長 石垣雅敏 殿

令和七年度予算が年度内にギリギリで成立し、ほっとしたのも束の間、米国のトランプによる相互関税の一方的な発表があり、国難とも言える緊急事態に政府も驚きを隠せず慌てふためいています。北方四島、尖閣、竹島など、我が国が抱える領土問題や安保政策において、アメリカは重要な同盟国でありますから、より慎重な対応が求められています。

さて、世界各国がトランプ関税に振り回される中、ロシアとウクライナの戦争はいまだ続いており、プーチンの狙いはNATO加盟を目指すせし、スキー政権を打倒することにあると思われ、ウクライナは主権国家であり、自国の安全保障体制を選ぶ権利があります。この安全保障体制に対する不信という面では、プーチンのウクライナ侵略は北方領土侵略に通じる面があるように思われます。いずれにしてもプーチン政権が過っていることはいうまでもありません。

日本はこれまで北方領土問題を動かすため、ロシアとの共同経済活動に向けて協議を進めてきました。しかし、侵略国家ロシアの粗暴を目の当たりにした昨今、経済協力路線をこのまま続けるわけにはいきません。日本は態度をうやむやにせず、協議の中止を明確にすべきであります。

北方四島は日本固有の領土であるにもかかわらず、旧ソ連は第二次大戦の末期、当時有効だった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本のポツダム宣言受諾後に北方四島を不法占拠して我が国の島民を追い出したのです。ソ連時代も現在のロシアも、侵略国家の体質は変わっていません。

北方領土占領と同様に、ロシアによるウクライナ南部のクリミア半島併合や東部の親ロシア派支配地域の独立承認、そして二〇二二年に始まったウクライナ侵略、これらはすべて明確な国際法違反なのです。日本は法の支配を揺るがすロシア批判の先頭に立つべきであります。

ロシアは二〇二〇年の憲法改正で、領土割譲禁止事項を明記するなど、強硬姿勢をむき出しにしています。そして北方領土の軍事拠点化を進めているのです。国後島、択捉島には、北海道東部までを射程に入れた地対艦ミサイルを配備し、今、この瞬間も日本の安全を脅かし続けています。

ロシアが北方領土返還を頑なに拒むのは、返還後に米軍施設が設置されることを恐れていることなのではないでしょうか？

日米で同盟を結んでいる以上、米軍は日本の同意を前提に日本国内に施設を設けることが出来るのは当然であります。だからといってロシアの不法占拠が正当化される理由にはなりません。

国際法とは、ロシア一国の都合だけで歪められていいものではありません。日本は法の支配という価値観を共有する民主主義国家と連携して、ロシアに對抗し、四島返還を強く求めるべきであります。

ロシアは不法占拠の正当化を止め、東京宣言の法と正義の原則に立ち返り、北方四島を一括返還せよ！

我々はロシアおよび国際社会を相手に四島返還の正当性を訴えるべく、また、北方領土に関する国民意識の向上に努めることを使命とし、今年も恒例の北海道遊説を実施致しております。

食糧に於かれましては、日本国民悲願の達成まで更なるご尽力を祈念申し上げます。

合掌

皇紀二千六百八拾五年
令和七年九月吉日

【北方領土寄遊遊説連絡事務所】

さいたま市浦和区上木崎一丁目七番三三〇一

政治結社 日本憲政社

社主 牧島憲意知